

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
 地域子育て支援センターや、一時保育、特定保育事業、放課後児童クラブなど、現在実施している事業について、現状を踏まえつつ、必要な事業の充実を図るとともに、新たな「利用者支援」などの事業を加え、地域のニーズに応じた「子ども・子育て支援事業」として推進を図ります。

○支援給付・支援事業の全体像
 新制度では、利用者へ提供するサービスとして、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に区分されます。

子ども・子育て支援給付
<ul style="list-style-type: none"> ■施設型給付（都道府県認可） 認定こども園、幼稚園、保育所 ■地域型保育給付（市町村認可） 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
<ul style="list-style-type: none"> ■現金給付 児童手当
地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等 ・延長保育事業、病児・病後児保育事業 ・放課後児童クラブ ・妊婦検診

○幼保連携型認定こども園の改善
 これまで、文部科学省、厚生労働省に分かれていた認可・指導監督が内閣府に一本化され、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つこととなります。また、財政措置についても「施設型給付」として、内閣府に一本化されます。

幼保連携型認定こども園では、全ての就学前児童に対して、学校教育及び就労時間に応じた保育を提供することとなります。既存の保育所、幼稚園からの移行は義務付けられず、政策的に推進されることとなります。

○制度の実施主体は市町村
 市町村は制度の実施主体として「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、計画的に幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援を提供する責務を負います。

○社会保障の一つとして位置づけ
 子ども・子育て支援は、社会保障と税の一体改革において、社会保障の一つとして位置付けられ、その充実と安定のために、子ども・子育て支援新制度として、恒久財源が確保されることとなります。

した。その財源としては、消費税引き上げに伴う増収分からも充てられる予定です。

■置戸町の取り組み

新制度では、住民にもっとも身近な存在である市町村が、制度の実施主体として、地域の実情を反映した子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に行うこととされています。

置戸町においても、子ども・子育て支援に関する町民の皆さまのニーズを十分に把握するとともに、子育て中の方、子育て支援に携わっている方などのご意見をお聴きしながら、「置戸町子ども・子育て支援事業計画（仮称）」の策定に取り組むなど、平成27年4月（予定）から始まる新制度への円滑な移行に向けて、必要な準備を進めてゆきます。

●事業計画の作成.....

子ども・子育て支援法の規定により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その計画に基づいて事業を総合的に推進してゆきます。

計画の骨子には、教育・保育の提供区域を定め、その区域ごとに教育・保育施設などの必要利用定員、教育・保育や地域子ども子育て支援事業の必要数（量の見込み）、提供体制の確保の内容、実施時期などを記載してゆきます。

教育・保育や地域子ども子育て支援事業の必要数（量の見込み）は、町内の子育て中の保護者の意向（ニーズ）を把握し、それらを踏まえて設定します。

事業計画は、平成27年度から平成31年度までの5カ年間で、平成26年度末までに策定します。

●アンケート調査の実施.....

町では、子育て家庭の現状と今後の意向を把握するため、平成25年12月に「就学前の児童」及び「小学生」の保護者を対象に「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

調査にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

区 分	対象件数	回収状況（回収率）
就学前の児童の保護者	83件	59件（71.1%）
小学生の保護者	103件	73件（70.9%）
合 計	186件	132件（71.0%）

【お問い合わせ】

地域福祉センター福祉係（☎52-3333）

なお、新制度に関する国からの最新情報は、内閣府のページをご覧ください。
 (<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>)